

## Q487. 労基法 39 条の年次有給休暇はいつまで繰り越さなければなら ないのでしょうか。

労基法上の年次有給休暇（労基法 39 条）の時効は 2 年（労基法 115 条）と考えられています。

したがって、（当該年度及び）翌年度（2 年）の経過により消滅時効にかかりますから、翌年度までは繰り越されることになります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎